

「島根県産きぬむすめ」デザイン使用規定

島根県農林水産部農畜産課

1 目的

全国に先駆けて、島根県が水稻奨励品種に採用した「きぬむすめ」の販売を促進するため、次の場合において、島根県が所有する「島根県産きぬむすめ」統一精米袋デザイン（以下、「島根県産きぬむすめ」デザインという。）を使用することができるものとする。

2 使用対象

(1) 使用対象者

「島根県産きぬむすめ」を販売する米穀販売業者等

(2) 使用の範囲

- ①「島根県産きぬむすめ」100%を使用する精米袋などの容器包装資材等に表示する場合
- ②「島根県産きぬむすめ」のPRポスター等の販売促進用資材等に表示する場合
- ③その他、島根県が適当であると認める場合

3 使用の申請

「島根県産きぬむすめ」デザインの使用を希望する場合は、別紙1により申請するものとする。

なお、「島根県産きぬむすめ」を使った加工品に「島根県産きぬむすめ」デザインの使用を希望する場合は、別紙1に加え、別紙3を提出することとする。加工品へのデザイン使用は、使用する原材料のうち、「米」について、「島根県産きぬむすめ」のみを使用しているものに限る。

島根県は「島根県産きぬむすめ」デザイン使用申請の内容が適当と認める場合、「島根県産きぬむすめ」デザインのデータを申請者に提供するものとする。

4 規格・表示方法

「島根県産きぬむすめ」デザインの表示にあたっては、別紙「島根県産きぬむすめロゴタイプ・キャラクターデザインシステムマニュアル」のとおりとする。

5 使用実績の報告（台湾における使用のみ）

島根県が「島根県産きぬむすめ」デザインの商標登録をしている台湾においては、その使用実績を把握する必要があることから、申請者は台湾で「島根県産きぬむすめ」デザインを使用した場合、その使用実績について、使用期間終了後すみやかに別紙2により報告するものとする。

なお、使用期間が複数年に渡るときは、年度毎に区切って報告することとし、該当年度の使用実績について、翌年度4月末までに報告するものとする。

6 使用の中止

島根県が「島根県産きぬむすめ」デザインの使用が適切でないと認めるときは、使用を停止することができるものとする。

附 則 この規定は平成21年9月11日から施行する。

附 則 この規定は平成21年11月17日から施行する。

附 則 この規定は平成22年10月14日から施行する。

附 則 この規定は平成27年5月20日から施行する。

附 則 この規定は令和2年9月1日から施行する。